平成31年度 あさひ園新入園児仮申し込みのお知らせ

平成31年度あさひ園新入園児の仮申し込みの受付を次のとおり行います。
この申し込みは、平成31年度の新規入園予定者数の把握と入園申込書を送付するために行うものです。
新たに入園をお考えの方は、ぜひ申込みください。

《受付内容》

●**受付日時**　**7月23日（月）13時～15時30分**（当日、都合の悪い方はご連絡ください）

●**受付場所**　あさひ園　ホール

●**対 象 児**

保育部	保護者等が保育の必要性の基準を満たした以下の年齢児 ０歳児：平成30年４月２日以降に出生した又はされる乳児 １歳児：平成29年４月２日～平成30年４月１日までに出生した幼児 ２歳児：平成28年４月２日～平成29年４月１日までに出生した幼児
幼稚部・保育部	３歳児：平成27年４月２日～平成28年４月１日までに出生した幼児 ４歳児：平成26年４月２日～平成27年４月１日までに出生した幼児 ５歳児：平成25年４月２日～平成26年４月１日までに出生した幼児

●**申し込み資格**

平成31年４月１日時点で朝日町に居住し住民票を有する者の乳幼児。
０歳児の入園は、入園時点で生後６ヶ月以上です。
＊平成31年４月１日以降に転入される方は、途中入園とさせていただきます。
＊平成31年度中に育児休業が終了し、保育部へ入園希望される場合も申込みください。
＊利用定員に余裕がない場合においては入園できない場合がありますのでご了承ください。

＜保育の必要性の基準＞

保育部の入園を希望される場合は、以下のいずれかを満たすことが必要です。

①労働に従事している
　・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
②妊娠中、又は出産後間がないこと
③疾病や負傷している、又は障害をお持ちであること
④同居等の親族を長期にわたり介護、又は看護していること
　・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤震災等の災害復旧に当たっていること
⑥求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
⑦就学していること　・職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧虐待やＤＶのおそれがあること
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
＊同居の親族その他の者が該当児童を保育することができる場合、その優先度を調整することがあります。

～入園までの流れ～【参考】

1 あさひ園（幼稚部）仮申込み（直接利用申込み）
→ **2** あさひ園（朝日町）から入園の内定を受けます（入園申込書送付）
→ **3** あさひ園を通じて利用のための認定を申請します
→ **4** 認定証が交付されます（１号認定）
→ **あさひ園 入 園（承諾）**

1 あさひ園（保育部）仮申込み（利用希望申込み）
→ **2** あさひ園を通じて「保育の必要性」の認定を申請します（入園申込書送付）
→ **3** 申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整をします
→ **4** 認定証が交付されます（２号認定・３号認定）
→ **あさひ園 入 園（承諾）**

【問い合わせ先】あさひ園　TEL 377－5671